

選挙だより

令和7年6月発行 多治見市選挙管理委員会

参議院議員通常選挙が行われます

令和7年7月には、参議院議員の任期満了に伴う
通常選挙が予定されています

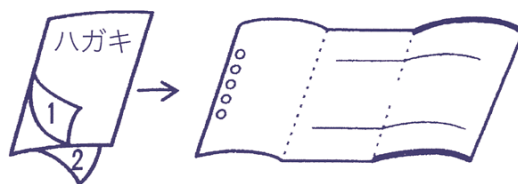
投票所入場券を郵送します

■投票所入場券を発送します。

- ※郵便事情により、お手元に届くまでに数日かかることがありますので、ご了承ください。
- ※入場券が届かなかったり、紛失されたりしても要件を満たす方は投票できます。投票所の受付で申し出てください。

■世帯ごとに圧着はがきでお届けします。 はがきを開き、1人分ずつ切り離して 投票所へお持ちください。

- ※両端を矢印のところから順番に2回開き、1人分ずつ切り離して投票所へお持ちください。



■入場券でご自分の投票所をご確認ください。

- ※投票日当日は、指定された投票所以外での投票はできません。

投票所の変更があります

投票区の変更があった地域（投票所のお間違えにご注意ください）

- **明和町4丁目、6丁目** ⇒ (変更後) 投票所：旭ヶ丘公民館 投票区：旭ヶ丘投票区

この選挙で投票できる方

投票日現在、**満18歳以上**の日本国民で、登録日（選挙の公示日前日）時点で3か月以上引き続き市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。

※多治見市に住所を移された方で、3か月经過していない方は、多治見市の選挙人名簿に登録されていません。従前住所を有していた市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、当該市区町村で投票できます。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に投票所へ行けない予定の方は、**「期日前投票」**ができます。

期日前投票は、投票所の指定はありませんので、次のどちらの期日前投票所でも投票できます。

期 間	公示日の翌日から投票日の前日まで（土日祝日も投票できます）
時 間	午前8時30分から午後8時まで
場 所	市役所本庁舎2階大会議室 ／ 市役所駅北庁舎4階大ホール
持ち物	投票所入場券（なくても要件を満たす方であれば投票できます） ※投票所入場券は公示日から発送します

■投票所入場券の裏面が**期日前投票宣誓書**になっています。期日前投票をされる時は、事前に記入しておくとう受付がスムーズです。

※期日前投票期間中は、駅北庁舎地下駐車場が大変混み合います。**駅北立体駐車場**をご利用ください。

選挙公報を配布します

参議院議員通常選挙公報を、投票日の2日前までに新聞折り込みなどにより配布します。市内の地区事務所・公民館・陶都信用農協の市内各支店・郵便局・コンビニエンスストアなどにも設置しますのでご利用ください。

不在者投票について

手続きに数日かかります。希望する方は**お早め**にお願いします。

■病院などの施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定している病院・老人ホームなどに入所している方で、投票所に行くことができない方は、その施設内で不在者投票をすることができます。希望する方は早めに施設の長等（事務担当者）へ不在者投票をしたい旨を申し出てください。

■滞在地での不在者投票

仕事などで他の市区町村に滞在していて多治見市で投票することができない方は、次の手順により投票用紙を取り寄せて、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

【手順①】投票する本人が多治見市選挙管理委員会へ直接又は郵送で「不在者投票宣誓書・請求書」を提出し、投票用紙を請求してください。請求は公示日前からできますので、お早めに請求してください。

【手順②】投票用紙等が届いたら、早急に滞在地の選挙管理委員会に行き、公示日の翌日から投票日の前日までの間に投票してください。

■障がいをお持ちの方などの郵便等投票

身体に一定の障がいのある方（下記の表の要件に当てはまる方）は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便により自宅等で不在者投票することができます。

【手順①】郵便等投票証明書の交付申請をして、証明書の交付を受けてください。

※交付手続きについては多治見市選挙管理委員会へお問い合わせください。

※すでに証明書をお持ちの方は上の手順は必要ありません。ただし、証明書の有効期限が切れている場合は、再度証明書の交付申請が必要です。

※証明書の交付申請はいつでもできますので、お早めに手続きをしてください。

【手順②】多治見市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。**投票日の4日前までに**請求していただく必要があります。

【手順③】投票用紙等が届いたら、自宅などで投票し、早急に多治見市選挙管理委員会まで郵送してください。

【対象となる障がいの程度】

交付手帳名	障がいの種類	等級等	代理記載制度を利用できる方
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障がい	1級又は2級	左の区分に該当し、かつ次の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障がい	1級又は3級	
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで	
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障がい	特別項症から第2項症まで	(1)身体障害者手帳を所有し、上肢又は視覚の障がいの程度が1級の方 (2)戦傷病者手帳を所有し、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで	
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5		

投票所での対応について

投票所では皆様が安心して投票ができるよう次のような対応をしています。

代理投票



投票所又は期日前投票所では身体が不自由な方など、自分で投票用紙に記入できない方のために、代理投票を行っています。投票所係員が代わりに投票用紙に記入します。

足の不自由な方・車椅子をご利用の方へ

足の不自由な方が靴のまま投票できるように靴カバーを用意しています。また、車椅子の方や足の不自由な方は出入りの際にお手伝いいたします。各投票所には車椅子と車椅子用の記載台も用意しています。



視覚障がいがある方の投票について



点字器を各投票所に備えていますので、目の不自由な方は点字投票をすることができます。点字投票を利用しない場合、投票用紙に自書することを補助する道具を用意しています。

親子連れ投票について

投票所には、選挙人の同伴する子ども（18歳未満の者）と一緒に入ることができます。



この他に、老眼鏡や文鎮なども用意しています。

お気軽に投票所係員までお声掛けください。

開 票

日 時： 投票日当日 午後9時15分から

場 所： 感謝と挑戦のTYK体育館（多治見市総合体育館）第1競技場
（大畑町2-150）

※多治見市の選挙人は参観できます。

選挙についてのお問い合わせは

多治見市選挙管理委員会

電話：0572-22-1570（直通）／FAX：0572-23-8790／E-mail:sen-kan@city.tajimi.lg.jp

投票・開票の状況を多治見市の公式ホームページでお知らせします。

